

報告 15

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告します。

令和6年12月3日

長与町長 吉田慎一

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所 長崎県西彼杵郡長与町まなび野 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 事故の概要

(1) 事故の発生日時

令和6年7月14日 午前9時45分頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野2丁目2・3長崎県立大学シーボルト校駐車場入口前
(町道県立大学通り線上)

(3) 事故の状況

上記日時及び場所にて、長与町が管理する道路が大雨により一部破損しており、その箇所を相手方が運転する車両が通過した際に、左前のタイヤがパンクした。

3 和解の内容

事故の相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、長与町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

12,584円

令和6年10月29日

長与町長 吉田 慎

